

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年月	平成23年度
計画主体	早川町

早川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 早川町役場振興課
所在地 山梨県南巨摩郡早川町高住 758
電話番号 0556-45-2511
FAX番号 0556-20-5000
メールアドレス shinkou@town.hayakawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル・イノシシ・シカ・アライグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	早川町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	豆類	0.8ha 47千円
	果樹	2.42ha 707千円
	特用林産物（タケノコ等）	0.09ha 23千円
イノシシ	特用林産物（タケノコ等）	0.72ha 180千円
シカ	豆類	0.54ha 164千円
	果樹	0.47ha 237千円
	杉、ヒノキ	—
アライグマ	—	被害は不明だが目撃情報がある

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本町においては、20年ほど前から被害報告があるようになり、被害は増加の一途をたどっている。近年は通年に渡りサル・イノシシ・シカ等による農作物の食害や、具体的な数値の報告は無いが、シカ・ツキノワグマによる樹木剥皮等の林業被害（推定されている被害面積：シカ14.2ha、ツキノワグマ22.8ha）が報告されている。また、鳥獣の集落への出没も著しくなっている。対象獣ごとの傾向は下記のとおりである。なお、アライグマについては近年目撃情報が寄せられている。

サルー集落内の農作物全般及びシイタケ等の林産物にも顕著な被害

シカー集落内及び周辺における農作物被害と苗木等の食害による林業被害も顕著

イノシシー比較的被害は少なくなったがタケノコ等を中心に被害（被害の発生場所については別添地図参照）

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成25年度)
サル	3.31ha 780千円	2.31ha 540千円
イノシシ	0.72ha 180千円	0.5ha 126千円
シカ	1.00ha 400千円	0.70ha 280千円
アライグマ	目撃情報があるが不明 -ha -千円	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会に委託の有害駆除、管理捕獲による捕獲の実施とそれに対する町負担による補助捕獲檻、くくりワナの購入及び各地区への配備	捕獲頭数も増えているが、それ以上に繁殖しているため被害はなかなか減少しない。 猟友会隊員の減少と新規隊員の確保が難しい。 駆除隊員も職業を持っているため常時の活動が難しい。 上記を解消するために猟友会(駆除隊員)との連携を強化し、有害・管理捕獲の実施を強化する。
防護柵の設置等に関する取組	H21までの国補、県単事業による電気柵等の整備について 12集落(整備延長7,709m) 個人の防護柵設置への助成(資材費の1/2もしくは上限3万円) サル個体群のテレメトリ調査と追払い実施、追払い技術の普及・実証	対象獣によって、防護柵の効果があるものとなないものがある。 山間傾斜地の集落が殆どのため、維持管理が容易でない。 高齢化と人口減少により、維持管理の活動自体も難しくなっている

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について

て記入する。

(5) 今後の取組方針

本計画に基づいて、町全体として鳥獣被害の軽減に取り組むとともに、鳥獣害に負けない地域づくりを推進する。

1. 被害地域と周辺地域との協力体制の強化
2. 被害防止実践活動
 - ①捕獲の担い手の育成・確保（猟友会への支援の強化）
 - ②捕獲従事者への助成（町負担事業）
 - ③特定鳥獣適正管理事業の推進（県・町負担事業）
 - ④新たな防止柵の設置集落の検討及び整備済み防止柵の維持管理の徹底
 - ⑤耕作放棄地の刈払や放置森林の間伐等整備による緩衝帯の整備の検討
 - ⑥対象鳥獣の生息状況調査等（国補・鳥獣害防止総合対策事業等）
 - ⑦生息状況調査に基づくサルの追払い実証の実施と普及
 - ⑧各種研修会・講習会への参加による捕獲技術指導者の育成
 - ⑨特定外来生物（アライグマ）に対する取組みの検討
3. 被害防止啓発活動
 - ①地域住民に対し、町広報等を通じて有効かつ必要な情報を提供する

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

早川町猟友会に委託（猟友会員数－34名）

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	サル イノシシ シカ アライグマ	有害駆除、管理捕獲実施による捕獲檻、ワナの設置 捕獲従事者確保育成のための猟友会員への助成 捕獲檻、ワナの新規導入 県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登

		録による捕獲者の確保（アライグマ）
24年度	サル イノシシ シカ アライグマ	有害駆除、管理捕獲実施による捕獲檻、ワナの設置 捕獲従事者確保育成のための猟友会員への助成 県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登 録による捕獲者の確保（アライグマ）
25年度	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づいて、人と鳥獣の共存を目指した科学的、計画的な特定鳥獣保護管理として、地域の個体群の長期にわたる安定的維持を図る。			
具体的には			
① サルについては、加害ザルの捕獲			
② イノシシについては里山で被害をもたらすもの			
③ シカについてはメスジカ中心等			
過去5年の捕獲実績			
	サル	イノシシ	シカ
H17	3	3	0
H18	40	17	6
H19	37	7	16
H20	39	7	34
H21	44	10	30

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
サル	50	50	50
イノシシ	30	30	30
シカ	50	50	50

アライグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する
-------	--------------------------------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害駆除、管理捕獲の実施及び通常猟期の狩猟により通年の捕獲体制とすることにより、銃・捕獲檻による被害防止のための捕獲を強化する
捕獲のための捕獲檻、くくりワナの新規の導入

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
サル イノシシ シカ	地域の特性、加害獣の生息・被害状況を加味した設置の検討	←	←

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	サル・イノシシ・シカ アライグマ	耕作放棄地の刈払いや里山の未整備林の間伐等の実施による緩衝帯の設置 生息状況調査に基づくサルの追払い実証の実施 各種研修会・講習会への参加による捕獲技術指導者の育成 特定外来生物（アライグマ）に対する取組み（捕獲従事者講習会への参加）
24年度	〃	〃
25年度	〃	〃

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	早川町鳥獣被害防止対策協議会（H21.2設置）	
構成機関の名称	役割	
早川町区長会（住民代表）	情報提供・被害対策への協力	
早川町農業委員会（農業団体）	情報提供・被害対策への協力	
早川町森林組合（林業団体）	情報提供・被害対策への協力	
早川漁業協同組合（漁業団体）	情報提供・被害対策への協力	
早川町猟友会（狩猟者団体）	被害防除対策の実施・協力	
生態計画研究所（被害対策組織）	被害防除対策の実施・協力・住民への普及啓発及び情報提供	
早川町獣害対策組合（被害対策組織）	被害防除対策の実施・協力・住民への普及啓発及び情報提供	
日本上流文化圏研究所（地域研究組織）	情報提供・被害対策への協力	
JAふじかわ（指導機関）	被害防止の助言・指導	
峡南農務事務所（指導機関）	被害防止の助言・指導	
峡南林務環境事務所（指導機関）	被害防止の助言・指導	
早川町役場（事務局）	協議会の運営・提言・連携・連絡調整	

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、

その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県総合農業技術センター	鳥獣害全般に関する指導・助言
獣害対策支援センター	被害防止に関する助言・協力

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

電気柵等の設置集落による適正な維持管理を図る

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設の処理を行う 焼却等の処理施設の整備の検討 捕獲鳥獣のジビエとしての活用の検討 アライグマについては焼却処分

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。